

障害者支援制度をご利用ください

令和2年度に実施する障害福祉サービス等をご案内します。受けることができる制度は、障害者手帳の有無や種類、等級によって異なります。制度の利用方法や障害者手帳の取得方法など、詳細はお問い合わせください。

☎・☎/障害福祉課 ☎463-1598～9 ☎463-1025

障害者虐待防止センター

障害のある方への虐待について相談、通報または届け出を受けたときは、関係機関との連携により円滑な解決に努めます。

障害者虐待とは、障害のある方を現に養護している者、障害者福祉施設または障害福祉サービス事業等に従事する者、雇用者(障害のある方を雇用する事業主等)が障害のある方に対して行う次のいずれかに該当する行為です。

- ①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待
- ④放棄・放任 ⑤経済的虐待

このような虐待が行われているのを見たり聞いたりした方は当センター(障害福祉課内)にご連絡ください。障害のある方の安全を確認し、虐待の事実確認や障害のある方の保護、養護者への支援など必要な対応をします。

また、虐待を未然に防ぐために養護者の負担軽減のための助言・支援なども行いますので、介助の負担が重いと感じている方はご相談ください。



重度心身障害者医療費支給制度

支給対象 / ①身体障害者手帳1～3級、②療育手帳A・B、③精神障害者保健福祉手帳1級、④65歳未満で次のいずれかの手帳等の交付を受けている方が、65歳以降後期高齢者医療制度の障害認定を受けた場合

- ・身体障害者手帳4級のうち、音声または言語機能障害、下肢機能障害(一部)
- ・精神障害者保健福祉手帳2級
- ・障害基礎年金1・2級の証書

※①、②、③は、65歳以上で重度心身障害者となった方は除く

支給額 / 入院、通院等の各医療保険制度における医療費の一部負担金。ただし、各医療保険から高額療養費や附加給付金が支給されるときは、その金額を差し引いて支給

※入院時の食事代等は、平成28年4月診療分から、住民税非課税世帯の方を対象に助成します。

※精神障害者保健福祉手帳1級の方は、精神病床の入院費は対象外です。

支給日 / 毎月15日(土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日)までの申請分を、翌月の15日(土・日曜日、祝日の場合は直前の開庁日)に支給

申請先 / 障害福祉課、内間木支所、各出張所

※郵送でも申請ができます。

特別障害者手当等

①特別児童扶養手当

身体等に一定の障害のある20歳未満のお子さんを育てている方に支給されます。

手当額 / 月額52,500円(1級)、34,970円(2級)

②特別障害者手当

20歳以上で、身体等に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給されます。

手当額 / 月額27,350円

③障害児福祉手当

20歳未満で、身体等に著しく重度の障害があるため、常時特別な介護を必要とする方に支給されます。

手当額 / 月額14,880円

※①、②、③のいずれの手当も所得の制限や条件があります。受給要件・申請についてはお問い合わせください。

現況届の提出 /

すでに手当を受けている方は毎年8月に現況届(所得状況届)の提出が必要です。届け出用紙を忘れずにご提出ください。(7月下旬ごろ送付予定)



障害者移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方に、日常生活上必要不可欠な外出や余暇活動など、社会参加の際の移動を支援します(通勤・通学・営業活動等は除く)。

対象 / 市内に住所を有する次のいずれかに該当する方

- ・障害者手帳(身体・療育・精神)を所持している方
- ※身体障害については諸要件があります。
- ・医師により発達に障害があると診断された方

利用者負担 / 原則、利用料の1割(市民税非課税世帯は無料)

利用上限 / 月128時間以内

利用方法 / 利用対象者であることがわかるものを持参のうえ、障害福祉課へ申請してください。なお、利用にあたっては介護保険や障害者総合支援法の同行援護サービスが優先となります。



紙おむつ支給サービス

対象 / 常時紙おむつを利用している市内に住所を有する方で、身体障害者手帳1、2級または療育手帳A、Aを所持している方(入院中、施設に入所中、3歳未満、長寿はつらつ課の制度で紙おむつの支給を受けている方を除く)

内容 / 市の指定品目より選択